

えひめ夢提案制度推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の「自助と自立の精神」と「知恵と工夫の競争による活性化」を尊重するえひめ夢提案制度を創設し、地域がそれぞれの個性を生かして創意工夫のもとに主体的に作成する地域活性化の様々なプロジェクトや構想等の実現を支援するため、個別の事情や地域の特性等に応じて、地域限定若しくは全県的に、県の権限に属する規制緩和や支援措置の導入を行うことによって、地域住民や民間事業者等の活発な活動を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市町等

愛媛県内の市町、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局をいう。

(2) 民間事業者等

地域において活動を行う民間企業、NPO法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、公益法人、個人等をいう。

(3) 夢特区推進主体

市町等及び次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体

イ 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体

ウ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

エ 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会等

オ その他知事が特に認めるもの

(4) 規制の特例措置

県の条例、規則、要綱等により規定された各種の規制、要件等についての緩和などの特例に関する措置をいう。

(5) 支援措置

県の条例、規則、要綱等により規定された各種の事業等についての基準や要件の緩和などの特例に関する措置その他の支援をいう。

(6) えひめ夢提案制度推進に関するプログラム

本県の地域活性化のため、特に利用を促進する規制の特例措置や支援措置、さらにはそれらの適用基準等を明らかにするために「えひめ夢提案制度推進のための基本方針(平成17年4月1日制定。以下「基本方針」という。)」に附随するものとして県が作成する文書(以下「プログラム」という。)をいう。

(7) えひめ夢特区

夢特区推進主体が、地域の活性化と地域経済の発展を図るために設定する

区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

(8) えひめ夢特区計画

夢特区推進主体が単独又は共同で、プログラムに記載された規制の特例措置や支援措置を活用して地域の活性化と地域経済の発展を図るために作成する計画をいう。

(9) 特定事業

夢特区推進主体がえひめ夢特区計画に位置づけ、実施しようとする事業であって、規制の特例措置及び支援措置の適用を受けるものをいう。

(10) 代替措置

規制の特例措置及び支援措置の適用を受ける場合において、当該規制や支援の趣旨に照らして、弊害が予想されるとき、必要に応じてこれらの措置と併せて実施する措置をいう。

(夢提案の募集)

第3条 自ら実施し又は実施しようとするプロジェクトや構想等を円滑に実施するため、全県若しくは地域限定で、県が実施すべき、規制の特例措置又は支援措置に対する要望等のある市町等及び民間事業者等は、「えひめ夢提案制度 夢提案」として県が期間、様式を定めて行う募集に対して提案することができる。

2 前項の「夢提案」の募集の期間及び様式、提出方法等は、その都度、国の制度との調整を図り別に定める。

3 県は、第1項の提案を受付けた場合は、提案に係る規制の特例措置及び支援措置の是非並びにその理由について検討を行い、その決定前の回答素案に対して提案者の意見を求める。

4 県は、前項の提案者の意見を踏まえて、提案に係る規制の特例措置及び支援措置の是非並びにその理由について決定を行い、提案者に通知するとともに提案者の意見とあわせて公表するものとする。

5 県は、原則として第1項の提案募集期間を経過した日から起算して、3ヶ月以内に最終的な検討結果を提案者に通知するものとする。

(計画認定申請)

第4条 えひめ夢特区の認定を受けようとする夢特区推進主体は、えひめ夢特区計画(以下「計画」という。)を作成し、知事に計画の認定を申請することができる。

2 えひめ夢特区の範囲は、夢特区推進主体が実施しようとする事業の内容に応じて、県内の特定の区域又は全域など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

3 計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) えひめ夢特区の範囲及び名称並びに地域特性

(2) 計画の意義及び目標

(3) 計画を実施することによる地域活性化の効果

(4) えひめ夢特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

(5) えひめ夢特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制の特例措置及び支援措置の内容

- (6) えひめ夢特区において実施しようとする特定事業ごとの代替措置の内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見の聴取等)

第5条 市町等（自ら特定事業の実施主体となろうとする市町等を除く。）は、計画の案を作成しようとするときは、前条第3項第4号の実施主体の意見を聴かなければならない。

- 2 プログラムにおいて、計画の認定申請の主体が市町等とされている規制の特例措置や支援措置の適用を受けて、自ら特定事業の実施主体となろうとする民間事業者等は、当該特定事業を実施しようとする地域を含む市町等に対し、当該特定事業をその内容とする計画の案の作成についての提案をすることができる。
- 3 前項の提案を受けた市町等は、提案の趣旨を踏まえた計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該提案をした者及び県に通知するものとする。
- 4 前条第1項の規定による認定の申請には、第1項の規定により聴いた実施主体の意見の概要（第2項の提案を踏まえた計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

(計画の認定)

第6条 知事は、第4条1項の規定による認定の申請があった計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 本制度の趣旨に合致し、計画の実施によってえひめ夢特区の活性化が図られること。
 - (2) 計画の実施が特区に対して適切な活性化の効果を及ぼすものであること。
 - (3) 特定事業がおおむね1年以内に着手されて円滑かつ確実に実施されると見込まれるとともに、実施によって生じるおそれのある弊害に対しても適切な代替措置が講じられること。
- 2 知事は、自らの権限に属さない事項について前項の規定による認定をしようとするときは、第4条第3項第5号に掲げる事項について、関係する執行機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 知事は、第4条第1項の認定の申請があったときは、原則として申請を受付けた日から3ヶ月以内において速やかに認定を行うものとする。

(特例措置)

第7条 前条第1項の計画の認定をした知事又は前条第2項の協議に同意をした執行機関の長（以下「関係執行機関の長」という。）は、第4条第3項第4号の特定事業の開始の日までに、同条同項第5号の規制の特例措置及び支援措置を講じるものとする。

- 2 前条第1項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、前項により講じられた規制の特例措置及び支援措置を適用する。

(計画の変更)

第8条 夢特区推進主体は、認定計画の変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)

をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による計画の変更をする場合に準用する。

(報告の徴収)

第9条 知事は、第6条第1項の規定による認定(前条第1項の規定による認定計画の変更の認定を含む。(以下「認定」という。))を受けた市町等に対し、認定計画(前条第1項の規定による認定計画の変更の認定があったときは、変更後のもの。以下同じ。)の実施状況について報告を求めることができる。

2 関係執行機関の長は、認定を受けた夢特区推進主体に対し、認定計画に係る規制の特例措置及び支援措置の適用状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第10条 知事又は関係執行機関の長は、認定計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた夢特区推進主体に対し、当該認定計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係執行機関の長は、認定計画に係る規制の特例措置及び支援措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた夢特区推進主体に対し、当該規制の特例措置及び支援措置の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定計画が第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取消すことができる。この場合において、知事は、関係執行機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係執行機関の長は、知事に対し、前項の規定による認定の取消しに必要と認める意見を申し出ることができる。

(事務)

第12条 えひめ夢提案制度の推進に関する事務は、企画振興部政策企画局地域政策課並びに規制の特例措置及び支援措置に係る部局及び機関が相互に連携し、必要に応じて、政策企画会議及び政策検討委員会(政策企画会議設置要綱(平成17年4月1日制定)第1条に規定する政策企画会議及び第6条に規定する政策検討委員会をいう。)等を活用して処理するものとする。

2 当制度の円滑な実施に資するため各部局にえひめ夢提案制度推進員を置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、えひめ夢提案制度の推進に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。